

奥州市産わらび（野生）の集出荷に係る管理要領

（目的）

第1 令和5年2月17日付けで奥州市産わらび（野生）は国から岩手県を通じ出荷制限が一部解除されたことに伴い、奥州市産わらび（野生）の集出荷に係る取扱いについて、岩手県における管理計画に基づき必要な事項を定める。

（定義）

第2 この管理要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「野生」とは次のいずれにも該当するものをいう。

ア 植栽によって生産したものではなく、もともと自生しているもの。

イ 耕起、植え替え、除草など管理を行ってないもの。

※ わらびが自生している山林の一部を伐開して生産している場合やもともと自生していたものを施肥管理している場合は、「野生わらび」として取扱うこと。

(2) 「生産者」とは、自らわらびを採取する者をいう。

(3) 「集出荷者」とは、自ら販売する生産者並びに生産者からわらびを集荷し、市場、小売店等に出荷する者をいう。

（台帳の管理及び届出等）

第3 集出荷者は、集荷する生産者の情報をとりまとめ、その内容を基に、奥州市産わらび（野生）集出荷者台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）を作成し、管理する。台帳に記載の内容に変更が生じたときは、その都度台帳を更新し、管理するものとする。なお、生産者の情報の取りまとめにあっては、奥州市産わらび（野生）採取等管理簿（様式第1号別記）を参考にし、記録・管理するものとする。

2 集出荷者は、前項の台帳を作成したとき、又は内容を変更したときは、速やかに、奥州市産わらび（野生）集出荷（変更）届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に台帳を添え、奥州市に届け出るものとする。

3 奥州市は、前項の届出があったときは、台帳の記載内容を確認し、不備がないと認められるときは、届出書の下欄に必要事項を記載のうえ、その写しを集出荷者及び県南広域振興局に送付するものとする。

附則（令和5年3月13日部長決裁）

この要領は、令和5年3月13日から施行する。